

幼稚園をご利用の保護者の皆様へ

～幼児教育・保育の無償化のご案内～

令和元年10月から、子ども・子育て支援法により幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、満3歳から5歳児（小学校就学前）のお子様を対象に、保育料と入園料、預かり保育料、副食費の補助が受けられます。

※副食費及び預かり保育料については、すべての世帯が該当するわけではありません。

1 補助の概要

- | | |
|------------|---|
| ◇ 保育料及び入園料 | ▼対象 満3歳～小学校入学までのお子様
●月額 25,700円まで無償
※入園料は入園初年度に限り月額で換算 |
| ◇ 副食費 | ▼対象 (1)年収360万円未満相当世帯のお子様又は
(2)所得に関わらず、小学3年生までのお子様
が3人以上おり、かつ幼稚園に通っている第3子以降のお子様
●月額 4,500円まで無償 |
| ◇ 預かり保育料 | ▼対象 非課税世帯の保育の必要がある満3歳児のお子様
又は 保育の必要があるお子様
●月額 11,300円まで無償
※補助を受けるには、保育の必要性を示す書類が必要です。
※利用日数に応じて月額の上限額が変動します。(450円×利用日数)
※満3歳児の市町村民税非課税世帯に限り、月額16,300円。 |

2 提出書類

次の『A【①又は②】』と『B』は、それぞれ申請の必要があります。

A① 幼稚園のみ利用の方

■子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）

※園児1人につき1枚を提出。入園時に認定を受ければ、卒園まで有効です。

A② 幼稚園と預かり保育の両方を利用の方

■子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

※園児1人につき1枚を提出。認定を受けた後も毎年度、現況確認が必要です。

保育の必要性が確認できない場合は、認定を取り消すことがあります。

B 副食費の施設による徴収に係る補足給付交付申請書

※対象となる方には、幼稚園を通じて別でご案内いたします。

3 添付書類

添付書類が必要な方は、申請書と一緒に幼稚園に提出して下さい。(写しも可)

① 【全員共通】平成31年1月1日時点の住所が弥富市外の方

■平成31年度所得課税証明書

※6月に「幼稚園就園奨励費補助金」で提出済みの方は提出する必要はありません。

② 幼稚園と預かり保育の両方を利用の方

■保育の必要性を確認する書類（就労証明書、診断書等）

※下記を確認のうえ、必要書類を提出して下さい。

1 居宅外で就労されている方（予定を含む）	雇用・内職（内定）証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	自営・内職・看護等証明書、 自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可、証開業届等)
2 出産前後の方（出産前2カ月・後2カ月間に限る）	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
4 保護者が病気の方	診断書
5 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
6 保護者が介護している方	介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7 保護者が求職中の方	求職活動申告書
8 認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（認定参考様式その9）

4 支給方法

支給方法	保育料・入園料	副食費	預かり保育
令和元年度から	現物支給	現物支給	現物支給

5 その他

- ①無償化の対象となる費用、対象とならない費用があり、対象とならない費用については無償化とならないため、幼稚園に支払う必要があります。
- ②認定、支給にあたり、官公署、施設等に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- ③支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ情報を提供することがあります。

▽問い合わせ先

弥富市教育委員会 学校教育課

〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田335番地

電話 0567-65-1111 (内線522)